

# 札幌市立川北小学校

## いじめ防止基本方針

～心の鐘を響かせ、

たくましく生きる子の

育成をめざして～

## 第1部 いじめ防止組織と対応

### 1 いじめ防止基本方針策定及びいじめの基本認識について

今、学校教育において「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっている。また、近年の急速な情報技術の発展により、SNSやインターネットへの動画の投稿など、新たないじめ問題が生じ、いじめはますます複雑化、潜在化する様相を見せている。こうした状況に対し、「いじめ防止対策推進法」を施行し、国をあげていじめの防止に動き出した。

こうした中、今一度、全ての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢について十分に理解し、学校長のリーダーシップのもと組織的にいじめ問題に取り組むことが求められている。このため、本校においては、平成22年3月に北海道教育委員会が作成した「学校における危機管理の手引」や「同手引（改訂2版）適切な学校運営のために（平成25年3月）」、平成28年に札幌市で策定された「札幌市いじめ防止等のための基本的な方針」（令和6年4月改定）を基に、いじめ早期発見の手だてやいじめが起きた場合の対応の在り方等のポイントを具体的に示すとともに、いじめの未然防止、早期発見、早期対応についての基本的な認識や考え方を加え、いじめ問題を学校全体として正しく理解するため、「いじめ防止基本方針」としてここに作成した。

教職員一人一人がまずは熟読するとともに、学校において校内研修を実施するなど積極的な活用を図り、《いじめは絶対に許されないこと》《いじめられた児童や情報を提供した児童を守ること》を共有し、温かい人間愛の精神を深め人命尊重の心を育むことによって、全ての児童が生き生きとした学校生活を過ごすことができる環境を築いていけるものと考えている。

#### (1) いじめとは

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童、塾やスポーツ少年団、児童会館等、当該児童が関わっている他校の仲間や集団（グループ）など、当該児童との何らかの人的関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。「札幌市いじめ防止等のための基本的な方針」より

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、いじめ防止法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合や、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合があることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

## (2) いじめの態様

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている児童を守り通すという観点から、毅然とした対応をとることが必要。

| 《 分 類 》   | 《抵触する可能性のある刑罰法規》 |
|---|------------------|
| ア 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことをいわれる ……                 | ▶脅迫、名誉毀損、侮辱      |
| イ 仲間はずれ、集団による無視 ※刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要 |                  |
| ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする ……               | ▶暴行              |
| エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする ……                     | ▶暴行、傷害           |
| オ 金品をたかられる ……                                     | ▶恐喝              |
| カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする ……                | ▶窃盗、器物破損         |
| キ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする ……            | ▶強要、強制わいせつ       |
| ク パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる ……                     | ▶名誉毀損、侮辱         |

さらに、国の方針の最終改定で示された重点事項には、以下の記述も示されている。

- ・けんかやふざけ合いであっても見えないところで被害が発生している場合もあることから、丁寧に調査した上でいじめにあたるか否かを判断する
- ・いじめは単に謝罪をもって安易に「解消」とすることはできない
- ・いじめが解消している状態とは、
  - ① 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間(3 か月が目安)継続している
  - ② 被害者が心身の苦痛を受けていない(本人や保護者の面談等で心身の苦痛を感じていないかどうか確認する)という二つの要件が満たされていることを指す
- ・教職員がいじめに関する情報を抱え込み、対策組織に報告を行わないことは第 23 条第 1 項に違反し得ることから、教職員での情報共有を徹底する
- ・いじめ防止の取組内容を基本方針やホームページなどで公開することに加え、児童や保護者に対して年度当初や入学時に必ず説明する

上記のようないじめの発生を未然に防ぎ、本校児童が安心して学校生活を送ることができるよう、未然防止の取組とともに、早期発見、早期対応の原則に基づき、組織的にいじめに対応していく。

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志をもち、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組を、あらゆる教育活動において展開することが求められる。

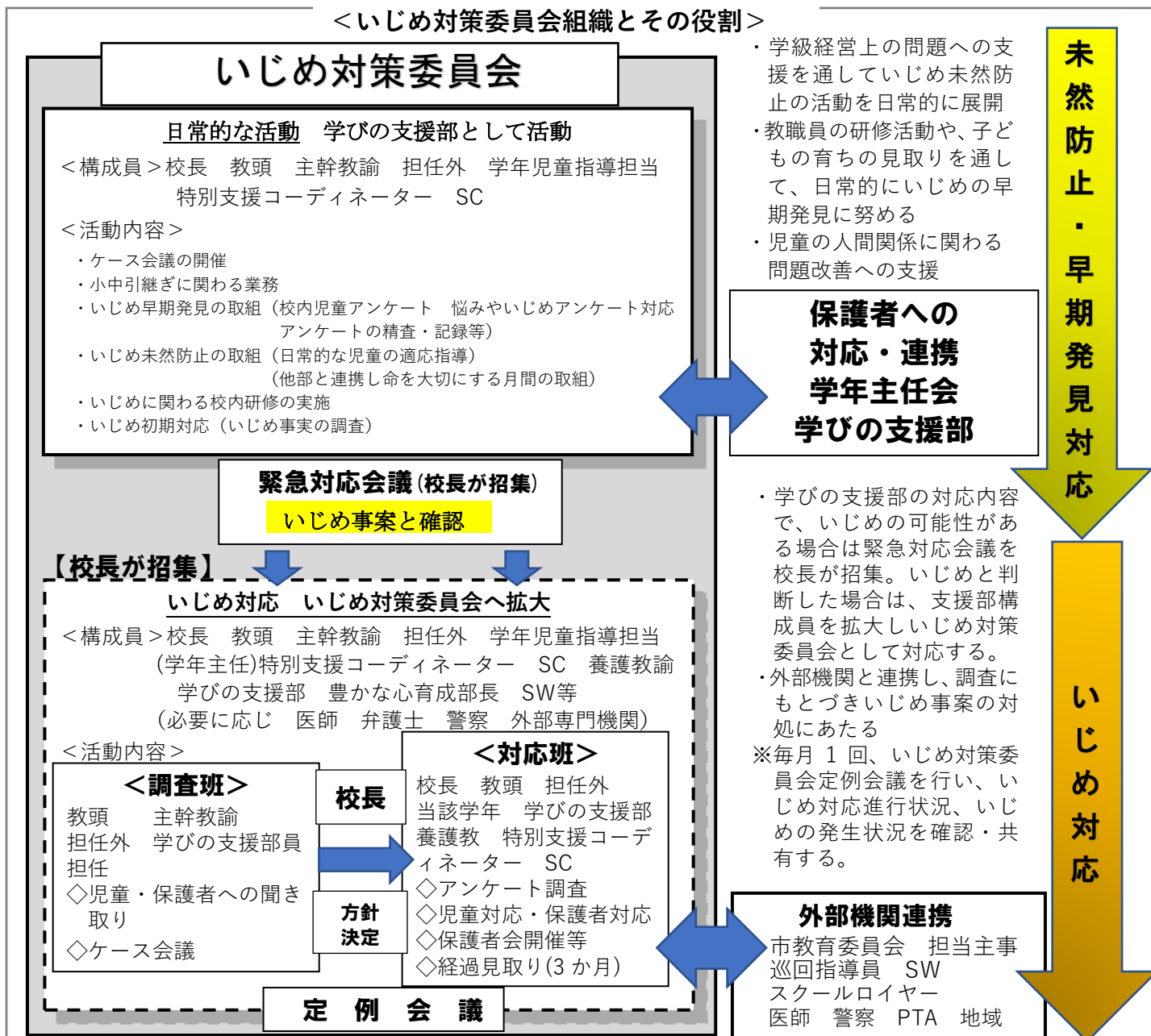
本校においては、いじめ問題への組織的で迅速かつ効果的な取組を推進するため、いじめ問題に特化した機動的な「いじめ対策委員会」を学校長が任命して設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。また、組織が有効に機能しているかについて、PDCA サイクルに基づいて定期的に点検・評価を行い、児童の状況や地域の実態に応じた取組を展開する。

## 2 いじめ問題に取り組む体制について

### (1) いじめ対策委員会(学びの支援委員会)の設置について

- いじめ対策委員会は、「いじめ防止対策推進法」第22条で整備が義務づけられている「いじめ防止等対策組織」を指す。
- 組織は校長を責任者とし、いじめ防止、いじめ対応等、いじめに関わる全ての取組は校長の監督のもとに行う。
- 組織の構成員は校長、教頭、主幹教諭、担任外、学級活動部長（豊かな心育成部）、学年児童指導担当者（学年主任）、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、SCとする。しかし、いじめ問題の状況に応じながら、巡回指導員やSW、弁護士、医師、警察官経験者、教育学者などの外部専門家等や地域の関係者などをメンバーとして設置する。
- 上記組織は日常的には学びの支援部として、校長、教頭、主幹教諭、担任外、学年児童指導担当者、特別支援教育コーディネーターを構成員とし、いじめ防止の観点から日常的な児童の状況把握をしたり、児童の学習や生活を支援したり指導する校務部として活動する。いじめの発生に応じていじめ対策委員会として、構成員を広げいじめに対処する役割を担う。
- 組織の存在及びその活動内容（いじめを許さない環境づくり・早期発見・事案の迅速かつ適切な解決の相談及び通報窓口）について、児童及び保護者に対して具体的に説明し、認識されるようにする。
- いじめの疑いを把握した場合は、学校いじめ対策委員会の構成員全員がそろわない場合でも、出席可能な構成員のみで速やかに会議を開催する。
- 校長が不在時は教頭、校長及び教頭が不在時は主幹教諭が、取組の責任者を担う。

#### <いじめ対策委員会組織とその役割>



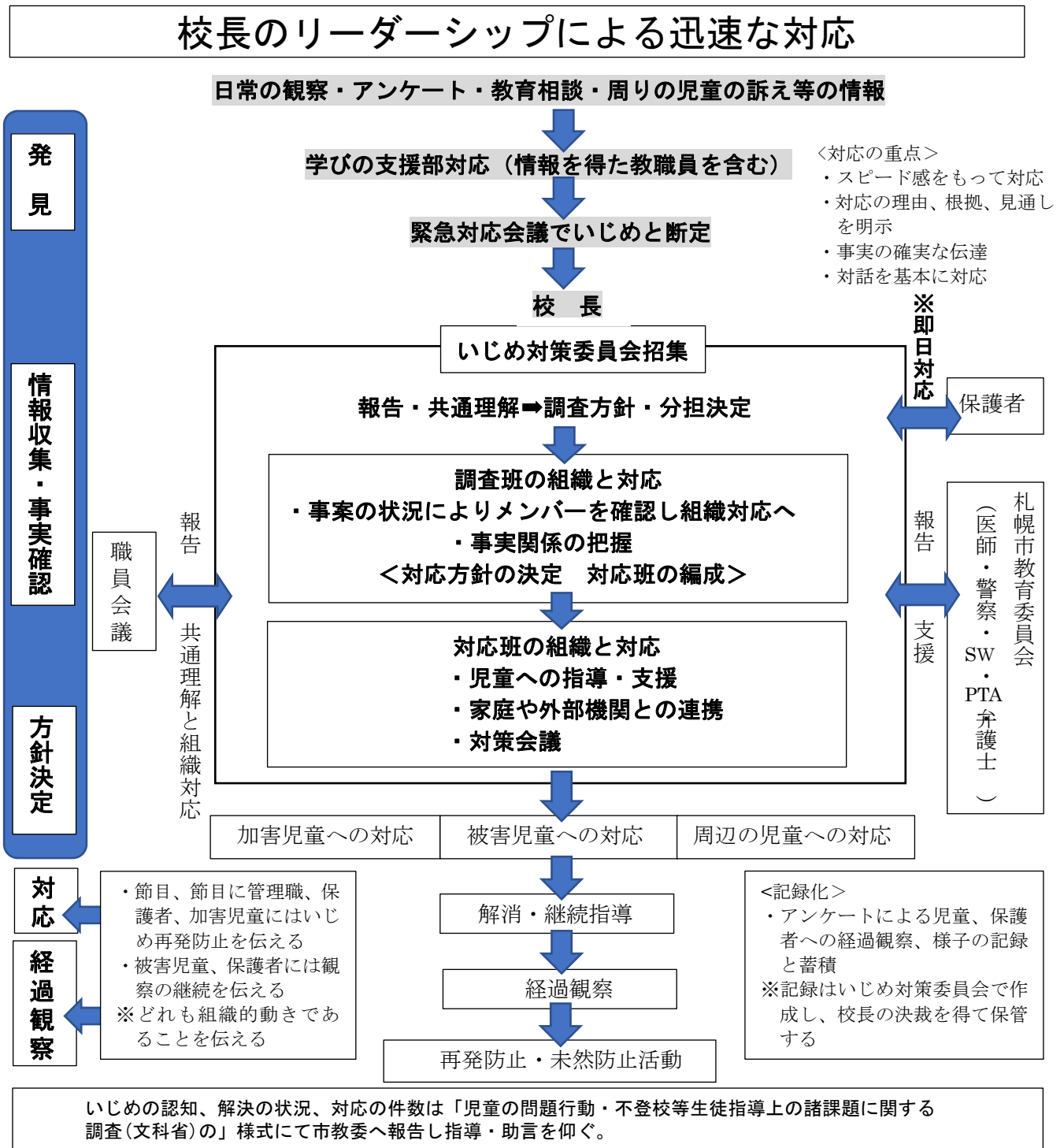
- ※いじめ対策委員会は、通常時は学びの支援部として常時活動を進めていく。定例会議は月1回実施し  
いじめの認知や解消の件数確認及びいじめ対応についての検討を行い、記録する。
- ※いじめ事案の発生時は、緊急対応会議を開催し、いじめ対策委員会を発足させ、事案に応じて調査  
班や対応班等を編成し対応する。
- ※いじめ対策委員会での内容や事案に応じての対応については職員会議や職員集会において報告し、  
周知徹底する。

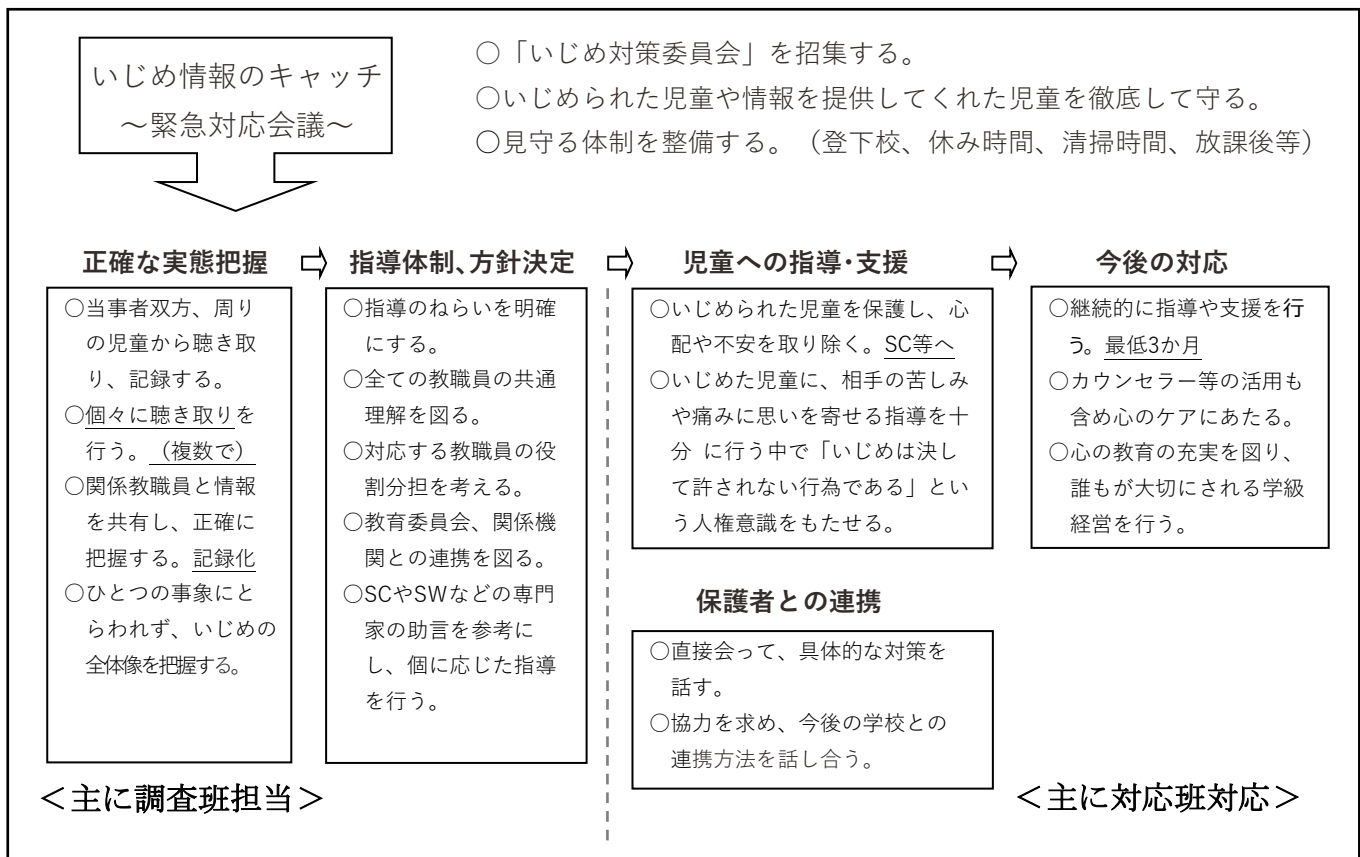
## (2) いじめが起こった場合の組織対応の流れ(学校全体の取組)

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学校全体で対応することが大切である。学級担任が一人で抱えこみ、配慮に欠ける対応をしたため、児童をよりつらい状況に追い込んでしまい、保護者とのトラブルに発展したり、問題の解決を遅らせてしまったりすることがある。

そういった状況を避けるためにも、校長がいじめ対策委員会による緊急対応会議を開催し、今後の指導方針を立て、組織的に取り組むことが必要である。

### ① いじめ発見時の緊急対応(初期対応)及び継続対応フローチャート





## ② いじめ発見時の緊急対応時(初期対応)の具体的な配慮事項

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめに関わる関係者に適切な指導を行わなければならない。あわせて、ただちに学級担任、学年主任に連絡し、管理職に報告する。

### ア いじめられた児童・いじめを知らせた児童を守り通す

- いじめられていると相談に来た児童や、いじめの情報を伝えに来た児童から話を聴く場合は、他の児童の目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認は、いじめられている児童といじめている児童を別の場所で行うことが必要。
- 状況に応じて、いじめられている児童、いじめの情報を伝えた児童を徹底して守るため、登下校や休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

### イ 事実確認と情報の共有

- 客観的な判断と組織対応ができるよう、アセスメントシートを活用する。アセスメントシートは、次の学年・学校に確実に引継ぐ。
- いじめの事実確認においては、いじめの行為に至った経過や心情などをいじめている児童から聴き取るとともに、周囲の児童や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員(学年主任・担任・児童担当)で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。
- 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

- ◇誰が誰をいじめているのか? .....【加害者と被害者の確認】
- ◇いつ、どこで起こったのか? .....【時間と場所の確認】
- ◇どんな内容のいじめか? どんな被害を受けたのか? .....【内容】
- ◇いじめのきっかけは何か? .....【背景と要因】
- ◇いつ頃から、どのくらい続いているのか? .....【期間】

### 要 注 意

児童の個人情報、その取扱いに十分注意すること

### ③ いじめの被害者と加害者への対応

#### ア いじめられた児童に対して

##### 児童に対して

- 事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- 必ず解決できる希望がもてることを伝える。
- 自信をもたせる言葉を掛けるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。
- 養護教諭やSC等と十分に相談しながら、心配や不安な気持ちに共感しながら心のケアに努める。

##### 保護者に対して

- 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- 家庭で児童の変化に注意を払い、どのような些細なことでも相談してもらうよう伝える。
- いじめの認知に至らなかった場合も、保護者と連携して指導や支援を行う。

|                            |   |
|----------------------------|---|
| いじめを訴えた保護者から不信感をもたれた教職員の言葉 | <ul style="list-style-type: none"><li>・お子さんにも悪いところがあるようです。</li><li>・家庭での甘やかしが問題です。</li><li>・クラスにはいじめはありません。</li><li>・どこかに相談に行かれてはどうですか。</li></ul> |
|----------------------------|---|

#### イ いじめた児童に対して

##### 児童に対して

- いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、児童の背景にも目を向け指導する。
- 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と、自分の行為の責任を自覚させる粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。
- いじめを受けた児童に本心から謝罪できるようにし、人間関係の修復に努める。
- 成長支援という視点に立ち、内面に抱える不安や不満、ストレスなどを理解・受容し、指導・援助に当たる。

##### 保護者に対して

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 児童の変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

|                        |  |
|------------------------|--|
| 平素の連携がないため保護者から発せられた言葉 | <ul style="list-style-type: none"><li>・いじめられる理由があるのだろう。</li><li>・学校がきちんと指導していれば……。</li><li>・ここまで深刻にならないうちに、なぜ連絡してくれなかったのか。</li></ul> |
|------------------------|--|

#### ウ 周りの児童たちに対して

- 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料を基にいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。
- 傍観者が仲裁者や相談者に転換できるような取組を行い、いじめを防止できなくとも誰かに知らせる勇気をもつように伝える。

## エ 再発防止（継続した指導）

- いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導と見守りを継続的に行う。（最低90日 3か月。アンケートや聞き取り等を交えて状況把握）
- いじめられた児童及び保護者との面談等を通じて、心身に苦痛を感じていないかを継続的に確認する。加えて、いじめた児童の保護者に対しても、学校における状況等を共有し、保護者と連携して指導と見守りを行う。
- 教育相談や日記、手紙などで積極的に関わり、その後の状況について把握に努める。
- いじめられた児童のよさを見付け、褒めたり認めたりして肯定的に関わり、自信を取り戻させる。
- いじめられた児童、いじめた児童双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め心のケアにあたる。
- いじめられた児童に対する謝罪だけではなく、いじめられた児童の回復、いじめた児童が抱えるストレス等の問題の除去等を経て、双方の当事者や周りの者全員が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもっていじめの問題を乗り越えた状態とする。
- いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、児童のプライバシーに留意しながら学級・学年指導を行い、認め合う人間関係を構築し、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。
- 教育委員会が作成した、再発防止につながる指導プログラムを活用する。

### ④ 外部機関との連携

#### <教育委員会との連携>

学校において重篤ないじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに監督官庁（市教育委員会 窓口：指導室担当指導主事）へ文書で報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける必要がある。（さらなる連携先として医師やスクールロイヤー、SW等を検討していく）

※緊急性が高いと判断される場合や、いじめ重大事態に繋がる懸念がある事案は、速やかに教育委員会へ報告する。

#### <警察との連携>

解決が困難な事案については、必要に応じて警察や福祉関係者等の関係機関や弁護士等の専門家を交えて対策を協議し、早期の解決を目指すことが求められる。（別紙「警察との連携について」を参照）学校は地域の警察との連携を図るため、定期的にまた必要に応じて、相互協力する体制を整えておくことが大切である。学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署や児童相談所、教育委員会に相談し、連携して対応することが必要である。児童の生命・身体の安全が脅かされる場合には、直ちに通報する必要がある。

#### <地域・その他関係機関との連携>

いじめられた児童に自殺などの命の危険が心配される場合には、保護者とも確認の上、専門機関と連携して対応する。

また、いじめた児童のおかれた背景に、保護者の愛情不足等の家庭の要因が考えられる場合には、札幌市児童福祉総合センター（児童相談所）、警察、民生・児童委員等の協力を得ることも視野に入れて対応する必要がある。また、一方で市教委へ依頼し専門機関との連携を図ることが重要である。

##### 《札幌児童福祉総合センター》

児童福祉の専門機関で、18歳未満の子どもに関するあらゆる問題について相談に応じ、その子に最も適した指導や援助を行います。

##### 《区役所家庭児童相談室》

札幌市の各区は保護センターでは18歳未満の子どもに関する様々な相談を実施している。いじめや対人関係、不登校などの教育相談も実施。

#### <関係機関と連携した対応における留意点>

- いじめ問題の解決のため、教育委員会との連携を密にするとともに、必要に応じ、市教委を通じ各関係機関と連携したり、SW等の派遣を要請したりするなど、関係機関と連携を行っているか。
- 学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めているか。
- P T Aや地域の関係団体等とともに、いじめ問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めているか。



### (3) 年間を通したいじめ防止計画

- いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。そのため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立てて、学校全体でいじめ問題に取り組むことが大切である。
- 計画を作成するにあたっては、教職員の研修や児童への指導、地域や保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進することが重要である。

#### <年間指導計画例>

|       | 4月  | 5月  | 6月  | 7月  | 8月   |   |  |
|-------|---|---|---|---|--|---|--|
| 職員会議等 | ----- 事案発生時、緊急対応会議の開催 ----->  |   |   |   |  |   |  |
|       | <div style="border: 1px solid purple; padding: 2px;">学びの支援委員会<br/>(児童共通理解)</div> <div style="border: 1px solid blue; padding: 2px;">いじめ対策委員会会議<br/>・ 指針方針<br/>・ 指導計画等</div> | <div style="border: 1px solid purple; padding: 2px;">学びの支援委員会<br/>(指導計画立案)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">いじめ対策委員会<br/>定例会 5/31</div>          | <div style="border: 1px solid purple; padding: 2px;">学びの支援委員会<br/>(いじめ対応に関する対応交流)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">いじめ対策委員会<br/>定例会 6/20</div>   | <div style="border: 1px solid purple; padding: 2px;">学びの支援委員会<br/>(指導結果交流)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">いじめ対策委員会<br/>定例会 7/23</div>          | <div style="border: 1px solid purple; padding: 2px;">学びの支援委員会<br/>(指導結果交流)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">いじめ対策委員会<br/>定例会 8/28</div> |   |  |
| 防止対策  | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">学級・学年経営案策定</div>  | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">運動会<br/>人間関係づくり</div>   |   |   |  |   |  |
| 早期発見  | <div style="border: 1px solid green; padding: 2px;">児童生徒理解研修</div>  | <div style="border: 1px solid green; padding: 2px;">学校独自の児童アンケート (4・8・11・12・2月を除く7回実施)</div>  |   |   | <div style="border: 1px solid gray; padding: 2px;">教育相談</div>  |   |  |
|       | ----- 学年主任会による問題早期発見 ----->   |   |   |   |  |   |  |
|       | 9月  | 10月   | 11月   | 12月   | 1月   | 2月  | 3月   |
| 職員会議等 | ----- 事案発生時、緊急対応会議の開催 ----->  |   |   |   |  |   |  |
|       | <div style="border: 1px solid purple; padding: 2px;">学びの支援委員会<br/>(前期情報交流・後期指導計画立案)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">いじめ対策委員会<br/>定例会 9/19</div>   | <div style="border: 1px solid purple; padding: 2px;">学びの支援委員会<br/>(アンケート情報交流・対策検討)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">いじめ対策委員会<br/>定例会 10/17</div> | <div style="border: 1px solid purple; padding: 2px;">学びの支援委員会<br/>(アンケート情報交流・対策検討)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">いじめ対策委員会<br/>定例会 11/28</div> | <div style="border: 1px solid purple; padding: 2px;">学びの支援委員会<br/>(アンケート情報交流・対策検討)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">いじめ対策委員会<br/>定例会 12/19</div> | <div style="border: 1px solid purple; padding: 2px;">学びの支援委員会<br/>(指導結果交流)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">いじめ対策委員会<br/>定例会 1/17</div> | <div style="border: 1px solid purple; padding: 2px;">学びの支援委員会<br/>(指導結果交流)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">いじめ対策委員会<br/>定例会 2/6</div> | <div style="border: 1px solid purple; padding: 2px;">学びの支援委員会<br/>(指導結果交流)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">いじめ対策委員会<br/>定例会 3/14</div> |
| 防止対策  | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">縄跳びチャレンジ<br/>縦割り活動</div>  | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">遠足<br/>人間関係確立</div>   | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">学習発表会<br/>人間関係深化</div>  |   |  | <div style="border: 1px solid blue; padding: 2px;">いじめ対策委員会<br/>(来年度指針方針・指導計画策定)</div>  | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">卒業式<br/>人間関係充実</div>   |
| 早期発見  | <div style="border: 1px solid green; padding: 2px;">学校独自の児童アンケート (4・8・11)</div>   | <div style="border: 1px solid green; padding: 2px;">(市)いじめアンケート</div>   | <div style="border: 1px solid gray; padding: 2px;">保護者アンケート</div>   | <div style="border: 1px solid green; padding: 2px;">12・2月を除く7回実施)</div>   |  |   | <div style="border: 1px solid gray; padding: 2px;">いじめアンケート<br/>アセスメントシート<br/>中学校へ引継ぎ</div>  |
|       | ----- 学年主任会による問題早期発見 ----->   |   |   |   |  | <div style="border: 1px solid gray; padding: 2px;">教育相談</div>   |  |

#### <指導体制、年間計画における留意点>

- いじめ問題の重大性を全ての教職員が認識し、学校長を中心に未然防止「いじめを生まない土壌づくり」(人権教育や道徳教育、体験教育、特別活動等)に組織的に取り組んでいるか。
- いじめの態様や特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点などについて職員会議や学年主任会などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。
- いじめ対応についての定例会議は月1回実施しいじめの認知や解消の件数確認及びいじめ対応についての検討を行い、記録する。それをもとに市教委への定例報告を行う。

## 第2部 いじめ未然防止の取組に関わって

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの児童にも、どの学校にも起こり得ることから、学校や家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止や早期発見、早期対応に取り組まなければならない。いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接に関わっており、全ての教職員が日々実践することが求められる。

### 1 児童や学級の様子を知るために

#### (1) 教職員の気付きが基本

児童や学級の様子を知るためには、教職員の気付きが大切である。同じ目線で物事を考え、共に笑い、涙し、怒り、児童と場を共にすることが必要である。その中で、児童の些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが求められる。

#### (2) 実態把握の方法

児童の個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握したうえで、いじめ問題への具体的な指導計画を立てることが必要である。そのためには、児童及び保護者への意識調査や学級内の人間関係を捉える調査、児童のストレスに対して心理尺度等を用いた調査等を実態把握の一つの方法として用いることも有効である。また、障がい、外国人、災害被災、性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童などの配慮を要する子どもたちの進級や進学、転学に際しては、教職員間や学校間で適切な引き継ぎを行う必要がある。

### 2 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのために

主体的な活動を通して、児童が自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じ取れる「心の居場所づくり」の取組が大切である。児童は、周りの環境によって大きな影響を受ける。児童にとって、教職員の姿勢は、重要な教育環境の一つである。教職員が児童に対して愛情をもち、配慮を要する子どもたちを中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することが、児童に自己存在感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止の上での大きな力となる。

#### (1) 児童のまなざしと信頼

児童は、教職員の一挙手一投足に目を向けている。教職員の何気ない言動が、子どもたちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。教職員は、児童の良きモデルとなり、慕われ、信頼されることが求められる。

#### (2) 心の通い合う教職員の協力協働体制

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、児童指導等について、尋ねたり相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気大切である。そのために、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築すると共に、児童と向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進することが必要である。

#### (3) 自尊感情を高める、学習活動や学級活動、学年・学校行事

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。その中で、「こんなに認められた」「人の役に立った」という経験が、児童を成長させる。また、教職員の児童への温かい言葉掛けが、「認められた」という自己肯定感につながり児童は大きく変化する。

また、自治的な活動を通して、いじめの問題について主体的に考え議論し、意見を述べ合う機会を設ける。

#### <子どもに自信をもたせる「とっておきの言葉」>

- 「そうか、それはいいところに気が付いたね。」
- 「あの時の態度、立派だったよ。大きく見えたよ。」
- 「ああすることは、とても勇気のあることだったでしょう。感心したよ。」
- 「あなたの対応は、とても気持ちが明るくなるね。」
- 「あなたの〇〇に取り組む姿勢はすばらしい。」
- 「そう、〇〇ができたの。すごい。うれしいわ。」

#### <子どもの心に残る言葉>

- 大切なあなただからこそ、こうやって話をするんだ。
- あなたにはあなたの可能性がある、大事にしなきゃ。
- 幸せになってほしいからだよ。
- 約束だよ、信じているから。
- 可能性という自分自身の扉を開こう。
- あなたが必要なんだ。

### 3 命や人権を尊重し豊かな心育むために

人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道徳教育、また、様々な関わりを深める体験教育を充実させることは、豊かな心を育成する重要なポイントとなる。

#### (1) 人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」こと、人権刑事罰の対象となり得ることや不法行為に該当し、損害賠償責任が発生し得ることなどを、児童が学ぶことができる取組を行う。また、教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要がある。

#### (2) 道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮する。とりわけ、いじめ問題は他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育むとともに、円滑に他者と心の通じ合うコミュニケーションを図る社会性を育成することが大切である。

児童は、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心遣い」、「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられる。道徳の授業では、学級の児童の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討したうえで取り扱うことが重要。

#### (3) 困難やストレス対処法等の教育プログラムの充実

SCと連携し、ストレスコーピング、ストレスマネジメント、ピア・サポート等の充実を図り、適切なストレス対処の力を育成する。

#### (4) 情報モラル教育の充実

インターネットによるコミュニケーションは、誤解やすれ違いなどが生じやすく、誹謗中傷を書き込むなどの行為は、取り返しのつかないことになることや犯罪行為につながる可能性があることなどを発達段階に応じて系統的に指導する。

また、警察やネットパトロール業者等による児童向け安全教室や教職員向け研修会を実施する。家庭や地域及びパートナー校と連携しながら、児童のインターネットの利用状況を把握するように努め、家庭のルールづくりなど安全な利用について啓発する。

### 4 保護者や地域の方への働きかけ

P T Aの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さ等を具体的に理解してもらうために、保護者研修会の開催やH P、学校・学年便り等による広報活動を積極的に行うことも必要。

#### 〈実践例1〉授業参観等

- 授業参観において、保護者に道徳や特別活動等の時間を公開する。
- 学級活動で、G Tを招き、話を聞く。
- 学級活動等で、いじめについてクラスで考えるにあたって、保護者にインタビューする課題を出す。
- (例) 「いじめのない、互いに認め合うクラスになるには、どうしたらいいか」のテーマで話し合うので、ご意見を聞かせてください。

#### 〈実践例2〉学級通信・学年通信

- いじめへの取組について学級通信や学年通信を通して保護者に協力を呼びかけて、その内容に関しての意見をもらう。
- (例1) 【標語募集】  
学校では、児童会が中心となり、「STOPいじめ！」運動を展開しています。その一環として、保護者の方から標語を募集していますので、応募してください。
- (例2) 【いじめのサインに敏感に！】  
元気がない、遅刻しがち、体調不良、持ち物がなくなる等、いつもと違う子どもの変化に気付くために、心掛けていることを教えてください。

## 5 いじめの早期発見のために気付く力を高める

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と児童との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気付きにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。また、児童に関わる全ての教職員の間で情報を共有し、保護者の方とも連携して情報を収集することが大切である。

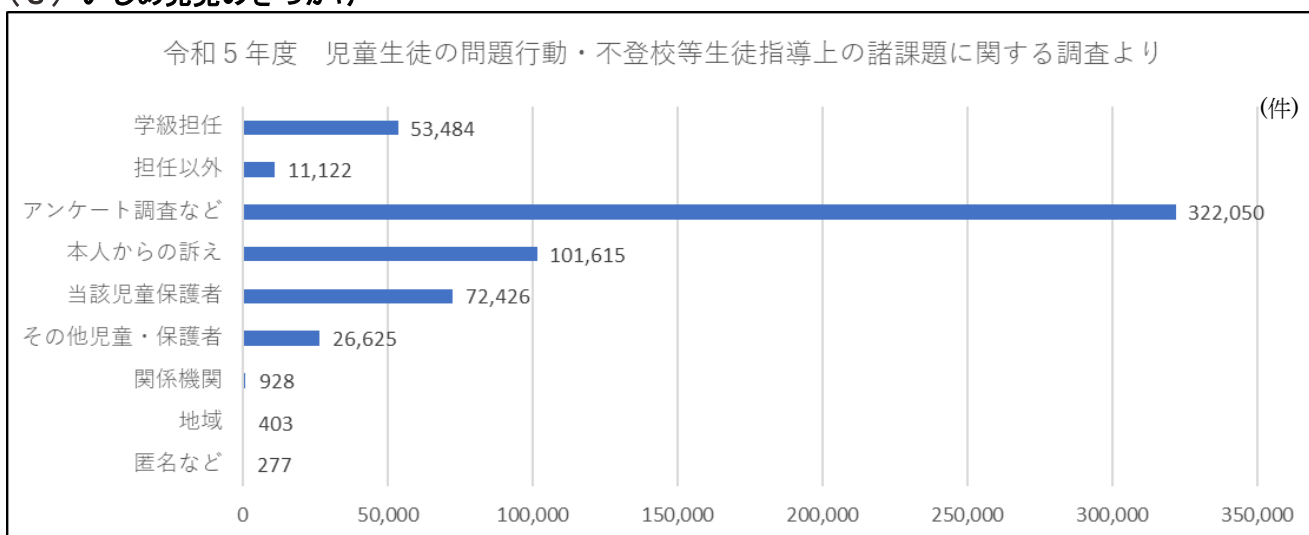
### (1) 児童の立場に立つ

一人一人を人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければならない。そのためには、人権感覚を磨き、児童の言葉をきちんと受け止め、児童の立場に立ち、児童を守るという姿勢が大切である。

### (2) 共感的に理解する

集団の中で配慮を要する児童に気づき、児童の些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れるような感性を高めることが求められる。そのためには、児童の気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に児童の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高めることが必要である。

### (3) いじめ発見のきっかけ



- 教職員の発見は担任が多いが、担任以外での発見もあり、いじめを見極める力の育成が必要。
- アンケート調査をきっかけとした発見が非常に多い。相談しづらい内容であることや、他者に心配をかけたくないという思いから、アンケートへの回答へ繋がったものと思われる。

この結果を踏まえると、教職員のいじめを見極める力の育成と共に、保護者との連携を強めること、話しやすい学級経営を進めることが大切である。また、定期的にいじめアンケートなどの取組は必須であると言える。

### (4) いじめが見えにくいのは

- いじめは大人の見えないところで行われている  
いじめは大人の目に付きにくい時間や場所を選んで行われる。
  - ① 無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい形態で行われている。《時間と場所》
  - ② 遊びやふざけあいのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態、部活動の練習のふりをして行われている形態がある。《カモフラージュ》
- いじめられている本人からの訴えは少ない。  
いじめられている児童には、①親に心配をかけたくない ②いじめられる自分はダメな人間だ ③ 訴えても大人は信用できない ④訴えたらその仕返しが怖い などといった心理が働く。

○ネット上のいじめは最も見えにくい

ネット上でいじめにあっている兆候は学校ではほとんど見えない。家庭で「メール着信があっても出ようとしない」「最近パソコンの前に座らなくなっている」などの兆候があれば、いじめにあっている可能性があることを保護者に伝え、いじめが疑われる場合は即座に学校へ連絡するよう依頼しておく。

## (5) 早期発見のための具体的手だて

＜日々の観察 ～児童がいるところには、教職員がいる～＞

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、児童の様子に目を配る。「児童がいるところには、教職員がいる」ことを目指し、児童と共に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめ発見に効果がある。また、相談しやすい信頼できる大人に相談できることや、様々な相談窓口があることを知らせる掲示物を教室に貼り、繰り返し周知に努める。

＜観察の視点 ～集団を見る視点が必要～＞

成長の発達段階からみると、児童は小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、その時期にいじめが発生しやすくなる。その発達時期をどのように過ごしてきたのかなど担任を中心に情報を収集し、学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する必要がある。また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復にあたる必要がある。

＜日記の活用 ～コメントのやりとりから生まれる信頼関係～＞

必要に応じて気になる児童には日記を書かせたりし、担任と児童・保護者が日頃から連絡を密に取ることで、信頼関係が構築できる。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

＜いじめ実態調査アンケート＞

ICTを活用し、学校独自のアンケートを年7回（5・6・7・9・10・1・3月）、札幌市の取組である「悩みやいじめに関するアンケート」を11月に実施し、児童の実態を的確に把握する。空欄や消した痕も含めた質的な分析・評価を行うことを心掛け、児童生徒の心の内面に迫る努力をする。児童回答及び結果は、3年間厳重に保管し、札幌市の「悩みやいじめに関するアンケート」については、進学及び転学の際に確実に引き継ぐ。

＜教育相談（学校カウンセリング）～気軽に相談できる雰囲気づくり～＞

日常生活の中での教職員の声掛け等、児童が日頃から気軽に相談できる環境をつくることが重要。それは、教職員と子どもたちの信頼関係の上で形成されるものである。また、定期的な教育相談週間を設けて、児童を対象とした教育相談を実施する等、相談体制を整備することが必要。児童の発達の段階に応じて、スクールカウンセラーからの助言を参考にするなど、心的負担を与えないよう実施する。本校では、上記のいじめ実態調査アンケート実施後、児童との面談も行い、児童の悩みや相談に傾聴している。

＜教育委員会との連携＞

緊急性が高いと判断される場合や、いじめ重大事態に繋がる懸念がある事案は、速やかに教育委員会へ報告して対応を検討したり、対応の支援を要請したりする。

## 6 相談しやすい環境づくりを進めるために

児童が、教職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめている側から「チクった」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払うべきである。その対応如何によっては教職員への不信感を生み、その後に情報が入らなくなり、いじめが潜在化することが考えられる。

### (1) 本人からの訴えには

#### ○心身の安全を保証する

日頃から「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という、教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には全力で守る手だてを考えねばならない。保健室や相談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やカウンセラーを中心に、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保証する。

#### ○事実関係や気持ちを傾聴する

「あなたを信じているよ。」という姿勢で、疑いをもつことなく傾聴する。

※事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないように注意する。

### (2) 周りの児童からの訴えには

○いじめを訴えたことにより、その児童へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の児童たちから目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。

○「よく言ってくれたね。」とその勇氣ある行動を称え、情報の発信元は、絶対に明かさなことを伝え、安心感を与える。

### (3) 保護者からの訴えには

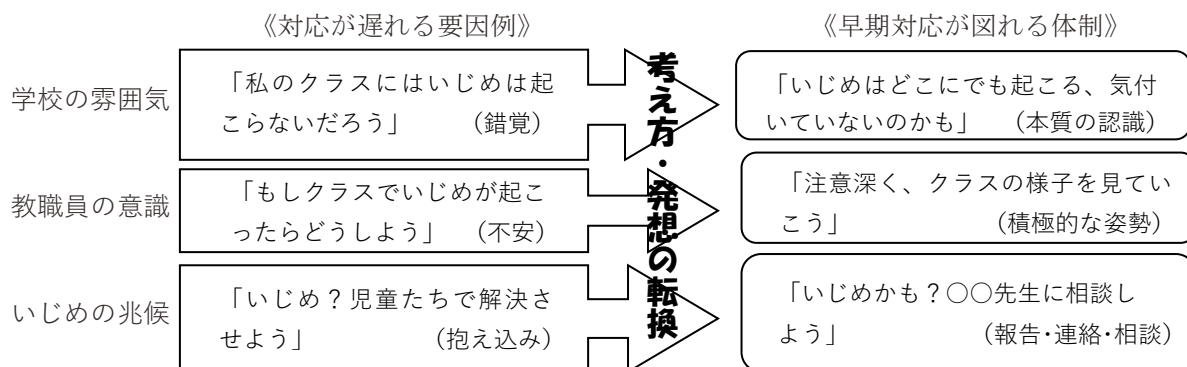
○保護者がいじめに気付いた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築くことが大切である。

○問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問では、信頼関係は築けない。問題が起こっていない時こそ、保護者との信頼関係を築くチャンスである。日頃から、児童の良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡しておく。

○児童の苦手なところやできていない点を一方的に指摘されると、保護者は自分自身のしつけや子育てについて、否定されたと感じることもある。保護者の気持ちを十分に理解して接することが大切である。

## 7 迅速に対応するためには

迅速な対応が遅れる場合の一例。考え方の転換を図り、より迅速な対応が図れる体制づくりに取り組む。



## 8 教職員の研修の充実

本校においては、本マニュアルを活用した校内研修を実施し、いじめ問題について、全ての教職員で共通理解を図ることを大切にしている。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身に付けさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高めるための研修や、カウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究等を計画的に実施することが求められる。

さらに、初任者等の若い教職員に対しては、校内でのOJTが円滑に実施されるよう、配慮する必要がある。

### 《カウンセリング・マインド研修》

全ての教職員を対象としたカウンセラー等によるカウンセリング・マインドの向上を目的とした研修。カウンセリングの技法やストレスマネジメント等研修内容は多岐にわたる。

### 《OJT (On the Job Training) 研修》

先輩が後輩に対し具体的な仕事を通じて、必要な知識・技術・技能・態度などを意図的・計画的・継続的に指導し、修得させることによって全体的な力量を育成する活動である。

## <子どものサインを見逃さないためのチェックポイント>

|  |  |
|--|--|
| <p>○日頃から、子どもとのふれあいを大切にし、子どもが心を開く関係を築いていくことが大切である。</p> <p>○全教職員・保護者が協力して子どもを見守る目を絶えずもち続ける。</p> <p>○いじめる側、周囲の子どもが発するサインにも注意する。</p> |  |
| <p>表情・態度<br/>(保護者・教職員が活用)</p>  | <p><input type="checkbox"/>元気がなく、落ち込んでいる。</p> <p><input type="checkbox"/>視線を合わせようとしない、態度がおどおどしている。</p> <p><input type="checkbox"/>顔色が冴えない。</p> <p><input type="checkbox"/>表情が暗く、硬い。</p> <p><input type="checkbox"/>沈み込んだり、泣いたり、情緒が不安定である。</p>  |
| <p>学校内での様子<br/>(教職員が活用)</p>  | <p><input type="checkbox"/>遅刻や早退が目立ち、学校を休みがちである。</p> <p><input type="checkbox"/>持ち物や教科書、ノートなどにいたずら書きがある。</p> <p><input type="checkbox"/>教科書やノート等の持ち物がよく紛失する。</p> <p><input type="checkbox"/>傷やあざ、鼻血を出した跡がある。</p> <p><input type="checkbox"/>教員から離れようとせず、何かを訴えたような行動をとる。</p> <p><input type="checkbox"/>仲間に入れずに一人でぼつんとしている。</p> <p><input type="checkbox"/>保健室の出入りが多くなる。</p> <p><input type="checkbox"/>休み時間に便所などに閉じこもる。</p> <p><input type="checkbox"/>授業前ぎりぎりに教室に戻る。または、教室に戻りたがらない。</p> <p><input type="checkbox"/>意見を述べると周囲から野次や奇声が飛ぶ。</p> <p><input type="checkbox"/>勝手に席を替えられている。</p> <p><input type="checkbox"/>人の嫌がる仕事をしたり、最後まで一人で仕事をしたりする。</p> <p><input type="checkbox"/>給食を食べ残すことが多くなる。</p> <p><input type="checkbox"/>一人で掃除や片付けをしていることが多い。</p> <p><input type="checkbox"/>日記や生活ノートなどに不安や悩みを訴える。</p> <p><input type="checkbox"/>理由もなく成績が下がる。</p>  |
| <p>集団の様子<br/>(教職員が活用)</p>  | <p><input type="checkbox"/>ふざけた雰囲気の中で、班長や学級代表等を選ぶ。</p> <p><input type="checkbox"/>授業中、特定の子どもの方にみんなの視線が向く。</p> <p><input type="checkbox"/>いつも特定の子どもの机が曲がっている、机を離す状況が見られる。</p> <p><input type="checkbox"/>掲示物や黒板に悪口の落書きがある。</p> <p><input type="checkbox"/>些細なことで冷やかすグループがある。</p> <p><input type="checkbox"/>失言を笑われる子どもがいる。</p> <p><input type="checkbox"/>仲間に入れずに、一人になってしまう子どもがいる。</p> <p><input type="checkbox"/>一人で掃除や給食の片付けをしている子どもがいる。</p> <p><input type="checkbox"/>あるグループが、他の子どもに指示したり、威嚇したりする態度が見られる。</p> <p><input type="checkbox"/>鬼遊びで常に鬼になるなど、遊びの中で不自然な状況がある。</p>   |
| <p>家庭での様子<br/>(保護者が活用)</p>   | <p><input type="checkbox"/>朝、腹痛や頭痛を訴え、登校を嫌がる。</p> <p><input type="checkbox"/>学校行事に参加したくない。</p> <p><input type="checkbox"/>転校したい、学校に行きたくないと言い出す。</p> <p><input type="checkbox"/>衣服が汚れていたり、破れたりしている。</p> <p><input type="checkbox"/>自分の部屋でぼんやりしていることが多い。</p> <p><input type="checkbox"/>余分なお金を欲しがる、家から金品を持ち出す。</p> <p><input type="checkbox"/>人に物を貸すことが多くなる。</p> <p><input type="checkbox"/>家族に八つ当たりや反抗する、感情の起伏が激しくなる。</p> <p><input type="checkbox"/>学校であったことを話したくない。</p> <p><input type="checkbox"/>言葉遣いが荒くなる。</p> <p><input type="checkbox"/>口をきかなくなる。</p> <p><input type="checkbox"/>食欲がなくなる。</p> <p><input type="checkbox"/>友達が遊びに来なくなる。</p> <p><input type="checkbox"/>突然、友達に呼び出される。</p> <p><input type="checkbox"/>寝つきが悪くなったり、寝不足が続いたりする。</p> <p><input type="checkbox"/>下校後の服の汚れや破れが目立つようになる。</p> <p><input type="checkbox"/>不信な電話がかかってくる。</p> <p><input type="checkbox"/>携帯電話やパソコンに嫌がらせのメールがある。</p> |

# 警察と連携した「いじめ問題」への対応

札幌市教育委員会 令和5年(2023年)4月

学校で犯罪行為として取り扱われるべきいじめ行為が発生した際の対応について、お知らせします。

各学校では、「いじめ防止対策推進法」に基づいて「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの未然防止、早期発見・早期対応の取組を進めています。

学校で、いじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為が発生した際には、被害を受けた児童生徒の命や安全を守ることを最優先に対応するために、関係法令に基づいて、直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。

警察と連携したいじめ問題への対応について、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

[参考]いじめ防止対策推進法 第23条第6項 ～いじめに対する措置～

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

## □ 教育委員会または学校が警察に相談・通報し、適切な援助を求める具体例

| 該当し得る犯罪                                  | 具体例   |
|--|---|
| <b>暴行</b><br>(刑法第208条)                   | ○ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったり、蹴ったりする。<br>○無理やりズボンを脱がす。           |
| <b>傷害</b><br>(刑法第204条)                   | ○感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてケガをさせる。                      |
| <b>強制わいせつ</b><br>(刑法第176条)               | ○断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。                                     |
| <b>恐喝</b><br>(刑法第249条)                   | ○断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。<br>○断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。 |
| <b>窃盗</b><br>(刑法第235条)                   | ○靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。<br>○財布から現金を盗む。                            |
| <b>器物損壊等</b><br>(刑法第261号)                | ○自転車を壊す。<br>○制服をカッターで切り裂く。                                    |
| <b>強要</b><br>(刑法第223条)                   | ○度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。                         |
| <b>脅迫</b><br>(刑法第222条)                   | ○本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。                            |
| <b>名誉毀損、侮辱</b><br>(刑法第230条)<br>(刑法第231条) | ○特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。  |



| 該当し得る犯罪  | 具体例   |
|--|---|
| <b>自殺関与</b><br>(刑法第202条)                                       | ○同級生に対して「死ね」と言ってそそのかし、その同級生が自殺を決意して自殺した。  |
| <b>児童ポルノ提供等</b><br>(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律7条)  | ○同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。<br>○同級生の裸の写真・動画を友達1人に送信して提供する。<br>○同級生の裸の写真・動画を SNS 上のグループに送信して多数の者に提供する。<br>○友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。 |
| <b>私事性的画像記録提供 (リベンジポルノ)</b><br>(私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第3条) | ○元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。   |

## 学校での被害児童生徒への支援、加害児童生徒への指導等

学校は、警察に相談・通報した後も、次のとおり、児童生徒に必要な支援や指導を行います。

| 被害児童生徒への支援  | 加害児童生徒への指導・支援   |
|---|---|
| ○被害を受けた児童生徒を徹底して守り抜くとの意識の下、児童生徒に寄り添える体制を構築します。<br>○スクールカウンセラーを始め、医療機関等と連携し、傷ついた心のケアを行います。<br>○児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保します。 | ○いじめを行う背景を状況確認し、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導・対応を行い、自らの行為を反省させる指導・対応を行います。<br><br>○特別な配慮を必要とする場合、スクールカウンセラーや専門機関等と連携して適切な指導や支援を行います。 |

### [家庭との連携について]

- 学校は、被害・加害の双方の保護者に、いじめの事実や本校での支援・指導などについて、丁寧に説明します。
- 特に、SNSやオンラインゲーム等のインターネット上でのいじめについては、スマートフォン等の契約者である保護者の協力が必要です。

- 札幌市立川北小学校のいじめ問題に関する相談は、担任や相談しやすい教職員等に遠慮せずご相談ください。
  - 学校は、いじめに関する相談は、全て「いじめ対策委員会」で情報共有し、速やかに対応します。
- 連絡先 011-872-5422 (学校代表電話)

### [参考]『いじめ防止基本方針』

URL: <https://www16.sapporo-c.ed.jp/kawakita-e/>

